２　前項第一号ロに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定適正意見　内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二　除外事項を付した限定付適正意見　内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三　不適正意見　内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である旨

３　第一項第二号に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　内部統制監査に当たって、公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

二　内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三　第一項第一号ロに掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外した不適切な事項及び当該事項が財務諸表監査に及ぼす影響

［項を加える。］

［項を加える。］

ロ　実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が財務諸表監査に及ぼす影響

四　第一項第一号ロに掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に及ぼす影響

４　第一項第三号に掲げる経営者及び監査役等の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　経営者には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任があること。

二　監査役等には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視し、かつ、検証する責任があること。

三　［略］

５　第一項第四号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　［略］

［号を削る。］

二～五　［略］

［号を削る。］

３　第一項第二号に掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること。

［号を加える。］

二　［同上］

４　第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　［同上］

二　内部統制監査に当たって、公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三～六　［同上］

七　内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。